

浜坂町・温泉町合併協議会の申し合わせ事項

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程第11条の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせる。

1. 会議の定例開催について

会議の開催日及び開催時間等は、原則として、次のとおりとする。

開催日 下記のとおり、毎月第3水曜日（必要に応じて変更あり）

開議時間 午後1時30分から（必要に応じて変更あり）

開催場所 関係2町の持ち回りとし、それぞれの開催場所は、それぞれの町で決めるものとする。

<開催予定日>

浜坂町	温泉町
平成15年11月4日	平成15年11月12日
平成15年12月17日	平成16年1月21日
平成16年2月18日	平成16年3月17日
平成16年4月21日	平成16年5月19日
平成16年6月16日	平成16年7月21日
平成16年8月18日	平成16年9月15日

2. 事前提案の原則

協議項目については、原則として、協議を行う会議の前の会議、又は会議資料の事前配布により事前提案するものとし、内容の説明、協議、その他については、提案日において処理するものとする。

3. 会議の表決

会長、副会長、議長及び副議長は、会議において表決が行われる場合、表決権を有するものとする。

4. 資料提供の取扱い

協議会資料は、傍聴者に配布する。

5. 正副議長の発言機会について

会長、副会長、議長及び副議長が意見を述べることについては、あえてその発言を制限する理由はないものとする。